

教員の働き方改革について

1 教員の勤務態様の特殊性と課題

- 教員の職務は、子どもの成長に大きく関わることから、その使命感や誇り、熱意をもって行うものであり、各々の自発性、創造性に基づく勤務が期待されている。
- 教員は、勤務態様の特殊性があり、一般行政職と同じような勤務時間管理はなじまない。このため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として教職調整額を支給し、時間外勤務手当は支給しない。
- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大していることにより、教員の長時間労働が課題となっている。

2 教員の超過勤務の状況

① 県立学校

1カ月当たりの超過勤務時間数（教育職員1人当たり平均）

	自己申告率	超過勤務時間
平成28年度	91.3%	28.2時間／月

(県教育委員会把握結果)

② 市町立学校

1週間当たりの超過勤務時間数（教諭1人当たり平均）

	小学校	中学校
平成28年度	18時間40分／週	24時間33分／週

文部科学省勤務実態調査（平成28年度）速報値の教員の1週間当たりの学内総勤務時間の表の教諭の区分の平成28年度の時間数から正規の勤務時間（38時間45分）を引いて算出

3 平成29年度の県教育委員会における学校現場の働き方改革の取組

裏面参照

4 有識者による「働き方改革推進会議」

学校における働き方改革に向けた取組について、次の方向性で議論された。

- ① 学校業務について
- ② 部活動について
- ③ 学校組織のあり方について
- ④ 学校・家庭・地域の役割について
- ⑤ 適切な時間管理のあり方について

5 今後の県教育委員会における取組

- 上記4による「働き方改革推進会議」の意見や現場教職員の代表による「教職員超過勤務縮減プロジェクト協議会」での意見や取組、市町教育委員会との意見交換などを踏まえて今後の取組を検討中。
- 具体的な取組は、すぐに実施できるもの、予算化が必要なもの、関係者や団体等と調整が必要なもの、中長期的な検討が必要なものがあり、市町教育委員会、学校と連携し、計画的に順次取り組んでいく。

平成29年度 学校現場の働き方改革

滋賀県教育委員会



有識者や社会教育関係者等から幅広く意見を集約し、教員一人ひとりの業務に焦点をあてた現場に届く働き方改革について議論を深める。その議論をもとに、滋賀県教育委員会として、教育効果を高めるための効果的な施策展開につなげていくことによって、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保する。

